

(5) 組合せ台帳

(4)の登録カードをもとに、要援護者と支援者の組合せを行い、カード化したものです。このカードの写しを要援護者、支援者本人のほか支援母体の関係者が保有します。なお、誰が保有するかは、支援プランで決めておくことが大事です。

**《災害時要援護者支援対策》
要援護者と支援協力者の組合せ**

つくし町内会

【 班 】

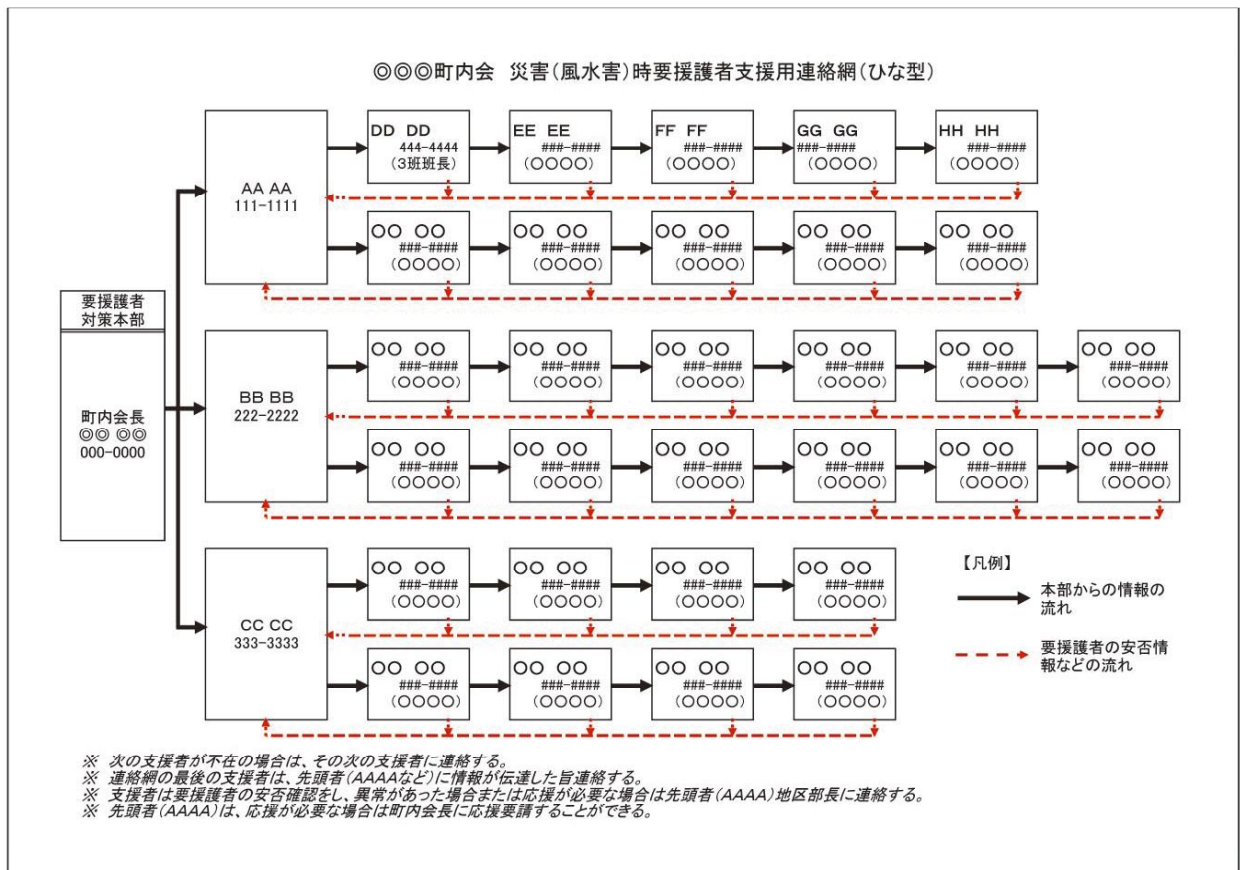
要 援 護 者				支 援 協 力 者			
住所	【 班 】 西宮の沢 条 丁目 番 号	電話番号	—	住所	【 班 】 西宮の沢 条 丁目 番 号	電話番号	—
名前	(才) (才)			名前			
【特記事項】				住所	【 班 】 西宮の沢 条 丁目 番 号	電話番号	—
				名前			
				住所	【 班 】 西宮の沢 条 丁目 番 号	電話番号	—
				名前			

※ つくし町内会では、要援護者の支援の必要度により、色分けしたカードを作成した。



(6) 連絡網

風水害などの事前に予期できる災害の場合、災害情報や安否確認などについて支援者に伝達するための連絡網です。この連絡網により伝わってきた情報を支援者は要援護者に伝達します。



【情報伝達イメージ】



(7) 地域への体制整備等の周知文

年度末などの節目の時期に、支援母体の一連の活動に対する地域住民の理解と協力に対するお礼とともに、体制整備に関する報告などを趣旨として、回覧（又は全戸配布）するための文書です。

〇〇〇町内会からの大切なお知らせです！

平成23年3月31日

〇〇〇町内会にお住まいの皆様へ

〇〇〇町内会会長 □□ □□

災害時の取り組みについて

春寒の候、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。さて、当町内会では「札幌市災害時対応マニュアル」に基づき、地震や風水害など災害発生時の対応に備え、地域の方々への支援体制の整備を進めています。災害時にまわりの人の手助けが必要な方（要援護者）や支援を希望する方（支援者）の登録を希望する地域の皆様へ報告するとともに、これまでのご支援に感謝申し上げます。

なお、当町内会といたしましては、平成22年度に要援護者として登録を呼びかけ、地域での体制整備を進めてまいりました。引き続き、ご協力をお願いいたします。

登録された個人情報の取扱いについて

今回登録していただいた個人情報（要援護者・支援者の登録情報）は、災害時の対応に活用させていただきます。また、登録いただいた方には、災害時の対応に備え、地域での体制整備を進めてまいりました。引き続き、ご協力をお願いいたします。

【保管先】要援護者カード、支援者カード、登録台帳の原本は、全て町内会会長が保管いたします。

【保有者】組合せ台帳の写しを以下の関係者に提供いたします。

台帳の一部：地区責任者（担当）、要援護者・支援者

22年度取り組み結果

◆ 登録していただいた要援護者・支援者の方
災害が発生した際、自力では避難できない要援護者を支援者が避難支援します。要援護者■名、支援者●名の方が登録されました。

災害時における支援者の具体的な行動

- 情報の伝達：風水害など災害発生の可能性を事前に予測できる災害の場合、避難準備情報などを要援護者に伝えます。
- 避難誘導：安否確認を行うとともに、災害発生前又は発生時に、要援護者を避難場所まで誘導します。
- 思いやりの対応：避難場所では、災害によるショックや不安を和らげるよう手助けや気配り、思いやりをもって接します。

重要 支援者による要援護者の支援は義務ではありません。
支援者が被災した場合や不在の場合は避難支援を行うことができません。支援者はご自分の身の安全を確保することが優先です。

23年度以降の取り組みとお願い

◎ 新たに「要援護者」として登録を希望される方と「支援者」として登録をしていただける方、また、各種資格や免許をお持ちの方で協力いただける方は下記の連絡先までご一報願います。

◎ 既に登録をいただいている方で、転居などにより地域を離れる場合なども登録情報を削除する必要がありますので、必ず下記の連絡先までお知らせ願います。

連絡先

第1地区（〇〇〇町内会 ●班、●班）
責任者 □□ □□（電話 〇〇〇-〇〇〇〇）

第2地区（〇〇〇町内会 ●班、●班、●班）
責任者 □□ □□（電話 〇〇〇-〇〇〇〇）

第3地区（〇〇〇町内会 ●班、●班、●班）
責任者 □□ □□（電話 〇〇〇-〇〇〇〇）



災害時支えあい ハンドブック (概要版)

大きな災害が発生した直後など一刻を争うときは、行政による支援が間に合わないことが過去の災害の教訓からも明らかです。このため、隣近所をはじめとした地域の主体的な対応が最も重要です。

災害時にまわりの人の手助けが必要な人（災害時要援護者）の避難支援を、隣近所や地域ぐるみで進めていただくため、このハンドブック（概要版）を作成しました。

1 支援が必要な人がいます

高齢者

- ※1人暮らし
- ※高齢者世帯
- ※寝たきりの方
- ※認知症の方など



状況によって手助けが必要となる方

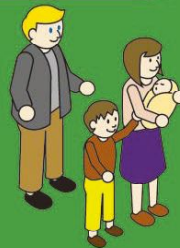
- ※妊産婦
- ※乳幼児、児童
- ※外国人 など

○災害時要援護者とは？

大地震や大きな災害が発生したときに、自分や家族だけの力だけでは安全な場所に避難できなかったり、避難場所での生活において大きな困難があるなど、まわりの人（地域）の手助けや、特別な配慮が必要な「行動弱者」や「情報弱者」といわれる人たちのことです。

障がいのある方

- ※視覚、聴覚、言語が不自由な方
- ※肢体が不自由な方
- ※内部障がいのある方
- ※精神障がいのある方
- ※知的障がいのある方 など



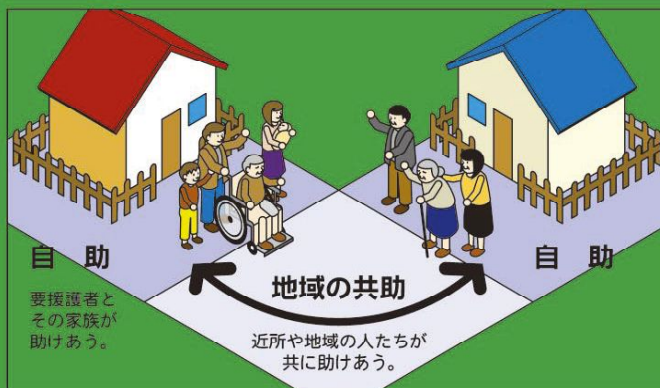
2 地域の支えあいが大切です

○自助と地域（近隣）の共助

要援護者の避難支援は、自助や地域（近隣）の共助により取組みを進めることが基本になります。

平成7年の阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋などに閉じ込められて自力で脱出できなかった人たち約35,000人のうち、27,100人（約8割）は家族や近隣の住民により救出され、7,900人（約2割）は警察・消防・自衛隊などにより助け出されています。

このことからわかるように、大規模災害時には行政による支援が間に合わないため、地域によるすばやい救助・救護・救援活動はとても大切です。



3 支援母体をつくりましょう

いざという時、避難支援をするためには、日ごろからの“見守り活動”や“声かけ”を通じて、地域の人たちで顔の見える関係を築いておくことが大切です。こうした取組みを“地域”で行うための活動の母体となる組織＝「支援母体」が必要です。



○支援母体はどこが担う？

既存のコミュニティ組織である「自主防災組織」、「単位町内会」、「福祉推進委員会」をはじめ、マンションの「自治会」などが考えられます。どこが支援母体となるのかは、地域の実情に合わせて、柔軟に進めていくことがポイントとなります。

○支援母体の役割は？

主な役割は、「要援護者情報の収集」、「支援者の選定」、「地域にある防災・減災資源の掘り起こし」、「地域にある関係団体・組織との協力関係づくり」、「防災・減災意識の啓発」などが考えられます。

4 要援護者情報を集めましょう

○情報収集のすすめ方

支援にあたっては、要援護者が地域のどこにいて、どのような支援を求めているかなど、要援護者情報の収集を、まずは「手上げ方式」で行い、あわせて「同意方式」も行いましょう。

○要援護者情報の管理

要援護者の個人情報、支援母体で保管や取扱いのルールを定めて、周知することが必要です。

また、転入・転出などを踏まえて、情報は可能な限り、随時更新することが望まれます。

